

診療所開設の手引き (法人等開設・無床)

令和元年6月作成
(令和2年4月改訂)

※非医師開設

医療法人、社会福祉法人、市町村等が診療所を開設する場合
(医師又は歯科医師が診療所を開設する場合以外全て)

申請窓口一覧

【大阪府】

保健所名	郵便番号	所在地	電話番号	管轄区域
池田保健所	563-0041	池田市満寿美町 3-19	072-751-2990	池田市、箕面市、豊能町、能勢町
茨木保健所	567-8585	茨木市大住町 8-11	072-624-4668	茨木市、摂津市、島本町
守口保健所	570-0083	守口市京阪本通 2-5-5	06-6993-3131	守口市、門真市
四條畷保健所	575-0034	四條畷市江瀬美町 1-16	072-878-1021	四條畷市、大東市、交野市
藤井寺保健所	583-0024	藤井寺市藤井寺 1-8-36	072-955-4181	藤井寺市、松原市、羽曳野市、 柏原市
富田林保健所	584-0031	富田林市寿町 3-1-35	0721-23-2681	富田林市、河内長野市、大阪狭山市、 河南町、太子町、千早赤阪村
和泉保健所	594-0071	和泉市府中町 6-12-3	0725-41-1342	和泉市、泉大津市、高石市、忠岡町
岸和田保健所	596-0076	岸和田市野田町 3-13-1	072-422-5681	岸和田市、貝塚市
泉佐野保健所	598-0001	泉佐野市上瓦屋 583-1	072-462-7701	泉佐野市、泉南市、阪南市、 熊取町、岬町、田尻町

※診療所の所在地が政令市及び中核市の場合、下記保健所が申請窓口となります。

保健所名	郵便番号	所在地	電話番号
大阪市保健所 (ただし、申請窓口は各保健福祉センター)	545-0051	大阪市阿倍野区旭町 1-2-7-1000 あべのメディックス 10 階	06-6647-0679
堺市保健所	590-0078	堺市堺区南瓦町 3-1 (堺市役所本館 6 階)	072-228-7582
東大阪市保健所	578-0941	東大阪市岩田町 4-3-22-300	072-960-3801
高槻市保健所	569-0052	高槻市城東町 5-7	072-661-9330
豊中市保健所	561-0881	豊中市中桜塚 4-11-1	06-6152-7384
枚方市保健所	573-0027	枚方市大垣内町 2-2-2	072-807-7623
八尾市保健所	581-0006	八尾市清水町 1-2-5	072-994-0661
寝屋川市保健所	572-0838	寝屋川市八坂町 28-3	072-829-7771
吹田市保健所	564-0072	吹田市出口町 19-3	06-6339-2225

診療所に関する手続

1 診療所を開設する場合

《開設までの流れ》

時 期	内 容	
開設前	保健所へ事前 相談	○開設届の素案を作成し、保健所へご相談ください。 (電話で予約をお願いします。)
開設前	開設許可申請 の提出	○事前相談での指導を踏まえ、開設許可申請を保健所へ提出 し、許可を受けてください。 (申請から許可まで、2週間程度かかります。)
開設後 10 日以内	開設届の提出	○開設届を保健所へ提出してください。
届出後	現地調査	○保健所職員が診療所に出向き、届出内容と相違がないか等 を確認します。

《開設にあたってご注意いただきたい点》

① 診療所名称について

- ・原則として、開設者（管理者）の姓を冠し、次の範囲内で名称を付けてください。
診療所、クリニック、医院、診療科名
- ・原則として、地名の使用は認められません。

(診療所名称として認められないもの)

不当に患者の誘引を図り、虚偽誇大な宣伝となるような法令や医療広告ガイドライン等
において広告が禁止されているものについては、診療所の名称に用いることはできません。

《具体例》・アンチエイジングクリニック ・No1 クリニック ・無痛治療院 など

② 医療広告について

医療に関する広告は、患者等の利用者保護の観点から、限定的に認められた項目以外は、
原則として禁止されています。

詳細については、医療広告ガイドラインをご覧ください。

(参考)

「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告
ガイドライン）等について」（平成 30 年 5 月 8 日付 厚生労働省医政局長通知）

③ 構造設備基準

診療所には、設備構造に関する基準が設けられています。開設にあたっては、次の事項
に留意してください。

〔設備構造基準（主なもの）〕

各構造設備の区画
○診療所は、原則として、他の施設と機能的かつ物理的に区画されていること。また、診 療所として有機的関連性を有していること。

【診療所と居宅が併設されている場合】

- ・診療所と居宅の出入口、階段等が別々に設けられ、独立に出入りが可能で、内部においても明確に区画されていること。

【ビル内の場合】

- ・ビルの階段、廊下、店舗、事務所等と診療所が明確に区画されていること。
- ・診療所が複数のフロアにまたがる場合は、同一の管理者による管理及び患者等の往来に支障をきたさないこと。
- ・フロア間の機能を十分考慮した上で、利用する患者の往来の頻度や病態等を勘案し、衛生面や保安面などで医療の安全性が十分に確保されていること。

○内部構造については、原則として必要な各室が独立していること。

- ・待合室、受付、調剤所、診察室が区画され、それぞれ独立していること。
ただし、受付と待合室の区画については、オープンカウンターの受付など、完全な区画でなくてもかまわない。
- ・各室の区画は、少なくともパーテーションを使用したものであって、天井から床まで区画されていること。（カーテン、アコーディオンカーテン等は不可）
- ・患者のプライバシーに配慮した区画及び構造とすること。
- ・エックス線装置のある場合は、エックス線室以外に操作部門が設置されていること。

調剤所（無床診療所については、必ずしも調剤所を設置する必要はない。）

○調剤所は、採光及び換気が十分で、かつ、清潔が保たれていること。

○冷暗所が設けられていること。

○調剤に必要な器具を備えていること。

④ 院内掲示義務

管理者は、診療所の入口、受付又は待合所の付近などの見やすい場所に、次の事項を掲示しなければなりません。

院内掲示事項	備 考（※医師等：医師又は歯科医師）
管理者の氏名	「院長」等、当該診療所の管理者であることが社会通念上明らかであれば、当該診療所の役職名によって表記をしても差し支えない。
診療に従事する医師等の氏名	診療に従事する医師等が複数いる場合は、そのすべての氏名を掲示しなければならない。 なお、管理者以外に診療に従事する医師等がいらない場合は、管理者の氏名と区分して表記しなくても差し支えない。
医師等の診療日及び診療時間	診療に従事する医師等が複数いる場合は、各医師等の診療日及び診療時間を掲示しなければならない。

⑤ 管理者が確保すべき安全管理の体制について

管理者は、次の安全管理のための体制を確保する必要があります。

- 医療に係る安全管理のための指針を整備すること。
- 医療に係る安全管理のための委員会を開催すること。（有床診療所に限る）
- 医療に係る安全管理のための職員研修を実施すること。
- 診療所内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策を講ずること。

安全体制を確保するために
【院内感染対策の体制】 ・院内感染対策のための指針の策定 ・院内感染対策のための委員会の開催（有床診療所に限る） ・従業者に対する院内感染対策のための研修の実施 ・診療所における感染症の発生状況の報告その他の院内感染対策の推進を目的とした改善のための方策の実施
【医薬品の管理体制】 ・医薬品の使用に係る安全な管理（以下「安全使用」という。）のための責任者の配置 ・従業者に対する医薬品の安全使用のための研修の実施 ・医薬品の安全使用のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施 ・医薬品の安全使用のために必要となる情報の収集その他の医薬品の安全使用を目的とした改善のための方策の実施
【医療機器の管理体制】 ・医療機器の安全使用のための責任者の配置 ・従業者に対する医療機器の安全使用のための研修の実施 ・医療機器の保守点検に関する計画の策定及び保守点検の適切な実施 ・医療機器の安全使用のために必要となる情報の収集その他の医療機器の安全使用を目的とした改善のための方策の実施
【診療用放射線に係る安全管理体制】 ・診療用放射線に係る安全管理のための責任者の配置 ・診療用放射線の安全利用のための指針の策定 ・放射線診療に従事する者に対する診療用放射線の安全利用のための研修の実施 ・次に掲げるものを用いた放射線診療を受ける者の当該放射線による被ばく線量の管理及び記録その他の診療用放射線の安全利用を目的とした改善のための方策の実施 ①厚生労働大臣の定める放射線診療に用いる医療機器 ②医療法施行規則第二十四条第八号に規定する陽電子断層撮影診療用放射性同位元素 ③医療法施行規則第二十四条第八号の二に規定する診療用放射性同位元素

2 開設許可を受けた内容を変更しようとする場合

開設許可を受けた内容を変更しようとする場合、原則、保健所長の許可が必要です。

変更内容について、事前に保健所にご相談ください。

様 式 2

診療所開設許可申請書（非医師（法人等）開設）

令和 年 月 日

保健所長 様

開設者住所.....

氏名.....

電話.....

（法人の主たる事務所の所在地、名称、代表者職・氏名・法人代表者印）

下記のとおり、診療所を開設したいので、医療法第7条第1項及び同法施行規則第1条の14第1項の規定により申請します。

1. 診療所の 名 称	(フリガナ).....			
2. 開設の場所	開設場所	〒.....		
	電 話	().....	F A X	().....
3. 診療科目				
4. 開設の目的				
5. 維持の方法				
6. 管理者 (予定者)	住 所			
	氏 名			
	生 年 月 日	昭和・平成	年	月 日
	医 籍 登 録 年 月 日	昭和・平成	年	月 日
	医 籍 番 号	号.....		

※保健所受付印

※保健所手数料収納済印

提出部数 2 部

様 式 2

7. 従業者の定員	医 師	歯科医師	薬 剤 師	看 護 師	准看護師	歯科 衛生士	その他
	名	名	名	名	名	名	名
8. 敷地面積	㎡ 別添敷地平面図1のとおり						
9. 周囲見取図	別添見取図2のとおり						
10. 建物の構造概 要及び平面 図	建物延床面積		㎡				
	うち診療所面積		㎡				
	構 造 種 別		造(階建)				
	平 面 図		別添平面図3のとおり				
11. 病床数	床		※有床診療所（増床）計画書により大阪府と協議し、承認を得た病床数 (大阪府承認日) 年 月 日				
	施 設 の 有 無		有 ・ 無				
12. 歯科技工室 の構造設備 の概要	構 造 種 別		造				
	床 面 積		㎡				
	床 張		張				
	技 工 台		有 ・ 無				
	モデルトリマー		有 ・ 無				
	レジン重合器		有 ・ 無				
鑄 造 器		有 ・ 無					
技工用エンジン		有 ・ 無					
13. 定款・寄附行為又は条例	別紙のとおり						
14. 開設予定年月日	令和 年 月 日						

【添付書類】

- 敷地平面図
- 周囲の見取図
- 建物平面図
- 定款・寄附行為（要原本証明）又は条例

※有床診療所を開設する場合は、本申請に加え、様式4-1-A又は様式4-1-Bによる申請も必要

提出部数 2 部

様 式 3

診療所開設届出書（非医師（法人等）開設）

令和 年 月 日
保健所長 様

開設者住所.....

氏名.....④

電話.....（ ）

（法人の主たる事務所の所在地、名称、代表者職・氏名・法人代表者印）

下記のとおり、診療所を開設しましたので、医療法施行令第4条の2第1項の規定により届出します。

1. 診療所の 名 称	(フリガナ)									
2. 開設の場所	開設場所	〒								
	電 話	()	F A X	()						
3. 診療科目										
4. 開設許可年月日	年 月 日									
5. 指 令 番 号	第 一 号									
6. 開 設 年 月 日	年 月 日									
7. 管 理 者 (免許証の写・臨床 研修修了登録証 の写、又は臨床研 修修了登録証の 写及び再教育研 修修了登録証の 写・履歴書添付)	自宅住所	電話： ()								
	氏 名									
8. 診療に従事する 医師・歯科医師 (免許証の写・臨床 研修修了登録証の 写、又は臨床研修 修了登録証の写及び再 教育研修修了登録証 の写・履歴書添付)	従事医師名	診療科目	診 療 日				診療時間			
			月	火	水	木		金	土	日

※保健所受付印

提出部数 1 部

様 式 3

9. 薬剤師が勤務する ときは、その氏名										
10. 診療所の 診療日・ 診療時間	診療日							診療時間		休 診 日
	月	火	水	木	金	土	日	:	~	:
								:	~	:
								:	~	:

【添付書類】

- 管理者の医師・歯科医師免許証の写（原本持参）
- 管理者の臨床研修修了登録証の写（※）、
又は臨床研修修了登録証の写（※）及び再教育研修修了登録証の写（原本持参）
- 管理者の履歴書（印鑑押印）
- 従事する医師・歯科医師の免許証の写（原本持参）
- 従事する医師・歯科医師の臨床研修修了登録証の写（※）、
又は臨床研修修了登録証の写（※）及び再教育研修修了登録証の写（原本持参）
- 従事する医師・歯科医師の履歴書（印鑑押印）
- 麻酔科を標榜する場合は、標榜許可証の写（原本持参）
- 開設者が医療法人の場合は、管理者を理事に選任した社員総会議事録（写）
又は評議員会議事録（写）

※臨床研修修了登録証の写は、平成 16 年 4 月 1 日以後に医師免許を受けた者又は平成 18 年 4 月 1 日以後に歯科医師免許を受けた者について添付が必要

提出部数 1 部

周囲の見取図	名 称	
	所在地	
	電話番号	()

履歷書

ふりがな		印
氏 名		
生年月日	(昭和・平成) 年 月 日生	

ふりがな			
現 住 所			
郵便番号	—	電話番号	()
本籍地（都道府県名のみ）			

医籍登録番号	第 号	医籍登録年月日	(昭和・平成・令和) 年 月 日
		臨床研修修了登録年月日	平成・令和 年 月 日

[illegible][illegible]

記入例 2

診療所開設許可申請書（非医師（法人等）開設）

令和 00 年 00 月 00 日

0000 保健所長 様

開設者住所 大阪市住之江区南港北9丁目9番9号
コスモビル22階
氏名 医療法人大阪会
理事長 咲洲 一
電話 06 (1234) 5678
(法人の主たる事務所の所在地、名称、代表者職・氏名・法人代表者印)

下記のとおり、診療所を開設したいので、医療法第7条第1項及び同法施行規則第1条の14第1項の規定により申請します。

1. 診療所の 名 称	(フリガナ) イリョウホウジンオオサカカイ サキシマイイン 医療法人大阪会 咲洲医院			
2. 開設の場所	開設場所	〒 540-8888 大阪市中央区谷町8丁目8番8号 谷町ビル1階		
	電 話	06(8888)8888	F A X	06 (8888) 7777
3. 診療科目	内科、外科			
4. 開設の目的	科学的でかつ適正な医療を普及する。			
5. 維持の方法	社会保険診療報酬等による。			
6. 管理者 (予定者)	住 所	大阪市浪速区通天閣1丁目1番1号		
	氏 名	浪速 太郎		
	生 年 月 日	(昭和)・平成 44 年 4 月 4 日		
	医籍登録年月日	昭和・平成 5 年 5 月 6 日		
	医 籍 番 号	第 888888 号		

※保健所受付印

※保健所手数料収納済印

提出部数 2 部

記入例 2

7. 従業者の定員	医 師	歯科医師	薬 剤 師	看 護 師	准看護師	歯科 衛生士	その他
	3名	名	1名	2名	1名	名	2名
8. 敷地面積	333. 33㎡ 別添敷地平面図1のとおり						
9. 周囲見取図	別添見取図2のとおり						
10. 建物の構造概 要及び平面 図	建物延床面積		888. 88 ㎡				
	うち診療所面積		123. 45 ㎡				
	構 造 種 別		鉄筋コンクリート造 (5 階建)				
平 面 図		別添平面図3のとおり					
11. 病床数	4 床		※有床診療所（増床）計画書により大阪府と協議し、承認を得た病床数 (大阪府承認日) 00 年 00 月 00 日				
	施 設 の 有 無		有 ・ (無)				
12. 歯科技工室 の構造設備 の概要	構 造 種 別		造				
	床 面 積		㎡				
	床 面 積		張				
	技 工 台		有 ・ 無				
	モデルトリマー レジン重合器 鑄 造 器 技工用エンジン		有 ・ 無 有 ・ 無 有 ・ 無				
13. 定款・寄附行為又は条例		別紙のとおり					
14. 開設予定年月日		00 年 00 月 00 日					

- 【添付書類】
- 敷地平面図
 - 周囲の見取図
 - 建物平面図
 - 定款、寄附行為（要原本証明）又は条例

※有床診療所を開設する場合は、本申請に加え、様式4-1-A又は様式4-1-Bによる申請も必要

提出部数 2 部

記入例 3

診療所開設届出書（非医師（法人等）開設）

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

〇〇〇〇 保健所長 様

開設者住所 大阪市住之江区南港北9丁目9番9号
コスモビル22階
氏名 医療法人大阪会
理事長 咲洲 一
電話 06（1234）5678
(法人の主たる事務所の所在地、名称、代表者職・氏名・法人代表者印)

下記のとおり、診療所を開設しましたので、医療法施行令第4条の2第1項の規定により届出します。

1. 診療所の 名 称	(フリガナ) イリョウホウジンオオサカカイ サキシマイイン 医療法人 大阪会 咲洲医院			
2. 開設の場所	開設場所	〒 540-8888 大阪市中央区谷町8丁目8番8号 谷町ビル1階		
	電 話	06（8888）8888 F A X 06（8888）7777		
3. 診療科目	内科、外科			
4. 開設許可年月日	〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日			
5. 指 令 番 号	第 〇〇 ー 〇〇 号			
6. 開 設 年 月 日	〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日			
7. 管 理 者 (免許証の写・臨床 研修修了登録証 の写、又は臨床研 修修了登録証の 写及び再教育研 修修了登録証の 写・履歴書添付)	自宅住所	大阪市浪速区通天閣1丁目1番1号 電話：06（3333）3333		
	氏 名	浪速 太郎		
8. 診療に従事する 医師・歯科医師 (免許証の写・臨床 研修修了登録証の 写、又は臨床研修 修了登録証の写及び再 教育研修修了登録証 の写・履歴書添付)	従事医師名	診療科目	診 療 日 月 火 水 木 金 土 日 診療時間	
	浪速 太郎	内 科	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 午前 9:00 ～ 11:30 午後 17:00 ～ 20:30	
	浪速 花子	外 科	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 午前 9:00 ～ 11:30 午後 17:00 ～ 20:30	

※保健所受付印

提出部数 1 部

記入例 3

8. 診療に従事する 医師・歯科医師 (免許証の写・臨床 研修修了登録証の 写、又は臨床研修 修了登録証の写及び再 教育研修修了登録証 の写・履歴書添付)	従事医師名	診療科目	診 療 日 月 火 水 木 金 土 日 診療時間	
	浪速 次郎	外 科	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 午前 9:00 ～ 11:30 午後 17:00 ～ 20:30	
9. 薬剤師が勤務する ときは、その氏名				
10. 診療所の 診療日・ 診療時間	診療日 月 火 水 木 金 土 日		診療時間	休 診 日
	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇		午前 9:00 ～ 11:30	日曜日、祝日 木・土曜日の午後
	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇		午後 17:00 ～ 20:30	

- 【添付書類】
- 管理者の医師・歯科医師免許証の写（原本持参）
 - 管理者の臨床研修修了登録証の写（※）、
又は臨床研修修了登録証の写（※）及び再教育研修修了登録証の写（原本持参）
 - 管理者の履歴書（印鑑押印）
 - 従事する医師・歯科医師の免許証の写（原本持参）
 - 従事する医師・歯科医師の臨床研修修了登録証の写（※）、
又は臨床研修修了登録証の写（※）及び再教育研修修了登録証の写（原本持参）
 - 従事する医師・歯科医師の履歴書（印鑑押印）
 - 麻酔科を標榜する場合は、標榜許可証の写（原本持参）
 - 開設者が医療法人の場合は、管理者を理事に選任した社員総会議事録（写）
又は評議員会議事録（写）

※臨床研修修了登録証の写は、平成 16 年 4 月 1 日以後に医師免許を受けた者又は平成 18 年 4 月 1 日以後に歯科医師免許を受けた者について添付が必要

提出部数 1 部

履歷書

ふりがな	いかん いちろう		
氏 名	医看 一郎		
生年月日	(昭和・平成)	45年	6月 7日生



ふりがな	おおさかしちゅうおうくおてまえ		
現住所	大阪市中央区大手前9丁目9番9号 大手前マンション123号		
郵便番号	540-9999	電話番号	06(9999)9999
本籍地(都道府県名のみ)	大阪府		

医籍登録番号	第 99999 号	医籍登録年月日	(昭和・平成・令和) 5年 5月 6日
		臨床研修修了登録年月日	平成・令和 年 月 日

年号	年	月	学歴・免許・職歴・役歴・賞罰等（各別にまとめて書く）
			学歴
平成	5	3	〇〇大学 医学部 卒業
			免許
平成	5	4	第〇〇回 医師国家試験 合格
平成	5	5	医師免許（第99999号） 取得
			職歴
平成	5	4	〇〇大学 医学部 〇〇〇科教室 入局
平成	7	3	〇〇大学 医学部 〇〇〇科教室 退局
平成	7	4	〇〇大学附属病院 〇〇〇科 勤務
平成	12	3	〇〇大学附属病院 〇〇〇科 退職
平成	12	4	〇〇〇病院 〇〇〇〇科 勤務
平成	16	3	〇〇〇病院 〇〇〇〇科 退職
平成	16	6	医看クリニック 開設
			現在に至る

[illegible]

診療所開設許可申請書(非医師(法人等)開設)の記載要領

事 案	医師又は歯科医師以外の者（医療法人等）が診療所を開設する場合		
根拠法令	医療法第 7 条第 1 項、規則第 1 条の 14 第 1 項		
提出期限	事前（保健所との調整は余裕をもって）	様 式	2
提出窓口	管轄保健所（別紙「申請窓口一覧」参照）		
添付書類	■ 敷地平面図 ■ 周囲の見取図 ■ 建物平面図 ■ 定款、寄附行為又は条例		
提出部数	2 部		
手数料	1 8, 0 0 0 円（保健所窓口にて現金納付）		

様式の記入要領	
「開設者」	■ 住所には、法人の主たる事務所の所在地を記載する。 ■ 氏名には、法人の名称及び代表者の職・氏名を記載する。 ■ 「印」は、法務局へ届け出た法人代表者印を使用する。 ■ 電話番号は、法人の主たる事務所の電話番号を記載する。
1. 診療所の名称	■ 医療法に違反する名称でないこと。 ・原則として、開設者（管理者）の姓を冠し、次の範囲内の名称であること。 (a)診療所、(b)クリニック、(c)医院、(d)診療科目 ・原則として、地名を使用しないこと。 ・その他、医療広告ガイドラインに抵触し、又は、患者の誘引を図り、虚偽誇大な宣伝となるような名称や一般に普及していない言葉、意味が不明瞭な外国語・合成語は認められません。
2. 開設の場所	■ 住居表示法が実施されている地域は、これによる。「○丁目○番○号」、「○番○号」と省略せずに記載する。 ■ 住居表示法が未実施の場合、地番で記載する。 ■ ビル内での開設の場合は、なるべくビルの名称と階数を記載する。「○×ビル○階」 ■ 電話番号等は、開設する診療所の電話番号等を記載する。
3. 診療科目	■ 法第 6 条の 6、令第 3 条の 2 に規定されている診療科名を記載する。（参考）「広告可能な診療科名の改正について」（H20.3.31 医政発第 0331042 号厚生労働省医政局長通知） ※麻酔科を標榜する場合は、（様式 3）診療所開設届出書の添付書類として、標榜許可書の写（原本持参）が必要である。
4. 開設の目的	■ 診療所を開設する目的を具体的に記載する。 ■ 定款、寄附行為等に基づき記載する。（例） ・科学的でかつ適正な医療を普及する。（医療法人の場合） ・会社従業員の健康管理を目的とする。（企業内診療所の場合）
5. 維持の方法	■ 診療所を財政的に維持する具体的な方法を記載する。（例） ・社会保険診療報酬等による。（医療法人の場合） ・会社で全経費を負担する。（企業内診療所の場合）

診療所開設許可申請書(非医師(法人等)開設)の記載要領

様式の記入要領	
6. 管理者（予定者）	■ 管理者（予定者）の住所は、医師・歯科医師個人の住所地（住民票のある住所地）を記載する。 ■ 管理者（予定者）の、生年月日、医籍登録年月日、医籍番号は、医師免許証等に記載された内容を記載する。
7. 従業者の定員	■ 定員とは、開設者が定めた必要人員数（従事者数）のことである。 ■ 診療所においては、従事者数の法定基準（療養病床にかかるものを除く）はありませんが、医療を提供するに必要な適切な人員を確保するものとする。
8. 敷地面積	■ 診療所にかかる敷地面積を記載する。（小数点第 2 位まで） ■ 敷地とは、一の建築物又は用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地である。
9. 周囲見取図	■ 診療所の場所が明確に分かる見取図を添付する。（地図の写しも可）
10. 建物の構造概要及び平面図	■ 建物延床面積は、当該診療所建物の各階床面積の合計を記載する。ビル内診療所の場合、当該ビル建物の各階床面積の合計を記載する。（小数点第 2 位まで） ■ 診療所面積は、当該建物の診療所部分の面積を記載する。（小数点第 2 位まで） ■ 構造種別は、「鉄筋コンクリート」「木造」等を記載する。
11. 病床数	■ 病床数は、大阪府と協議し、承認を得た病床数を記載するとともに、その承認を得た日付を記載する。
12. 歯科技工室の構造設備の概要	■ 歯科診療所で、歯科技工室を設置する場合は、有・無のいずれかを○で囲み、「有」の場合は、その概要を記載する。
13. 定款、寄附行為又は条例	■ 定款、寄附行為は理事長による原本証明が必要。
14. 開設予定年月日	■ 診療所を開設する予定日(保険診療を始める日ではない)を記載する。

添付書類の記載要領	
敷地平面図	■ 敷地面積が分かるよう、敷地平面図の中に記載する。
周囲の見取図	■ 診療所の場所が明確に分かる見取図を添付する。（地図の写しも可） ■ 最寄り駅、バス停などを記載する。
建物平面図	■ 診療所部分が明確に分かるよう、赤線で囲む。 ■ 寸法、面積及び各室名を記載する。 ■ 洗面台等の固定物は実線で記載する。非固定物は点線で記載する。カーテンレール・ベッドは 1 床あたりの面積やブライバシーの確保状況を確認する参考として点線で記載する。（ただし、カーテンレール・ベッドの配置を変える場合でも、一部変更許可申請は求めない。） ■ 診療所面積を記載する。 ■ 診療所が 2 階以上にわたる場合、各階の平面図を添付する。 ■ 床面積は、建築基準法による床面積を記載する。
定款、寄附行為又は条例	■ 定款、寄附行為は理事長による原本証明が必要。

診療所開設届出書(非医師(法人等)開設)の記載要領

事 案	医師又は歯科医師以外の者（医療法人等）が許可を受けて診療所を開設した場合		
根拠法令	医療法施行令第4条の2第1項		
提出期限	開設後 1 0 日以内（開設日から起算）	様 式	3
提出窓口	管轄保健所（別紙「申請窓口一覧」参照）		
添付書類	■ 管理者の医師・歯科医師免許証の写（原本持参） ■ 管理者の臨床研修修了登録証の写（※）、又は臨床研修修了登録証の写（※）及び再教育研修修了登録証の写（原本持参） ■ 管理者の履歴書（印鑑押印） ■ 従事する医師・歯科医師の免許証の写（原本持参） ■ 従事する医師・歯科医師の臨床研修修了登録証の写（※）、又は臨床研修修了登録証の写（※）及び再教育研修修了登録証の写（原本持参） ■ 従事する医師・歯科医師の履歴書（印鑑押印） ■ 麻酔科を標榜する場合は、標榜許可証の写（原本持参） ■ 開設者が医療法人の場合は、管理者を理事に選任した社員総会議事録（写）又は評議員会議事録（写） 管理者及び従事医師・歯科医師が同一人の場合、医師・歯科医師免許証の写、臨床研修修了登録証の写、再教育研修修了登録証の写及び履歴書は1部で差し支えない。 ※臨床研修修了登録証の写は、 平成 16 年 4 月 1 日以後に医師免許を受けた者 又は平成 18 年 4 月 1 日以後に歯科医師免許を受けた者について添付が必要		
提出部数	1 部		
手数料	な し		

様式の記入要領	
「開設者」	■ 住所には、法人の主たる事務所の所在地を記載する。 ■ 氏名には、法人の名称及び代表者の職・氏名を記載する。 ■ 「印」は、法務局へ届け出た法人代表者印を使用する。 ■ 電話番号は、法人の主たる事務所の電話番号を記載する。
1. 診療所の名称	■ 開設許可書の名称を記載する。
2. 開設の場所	■ 開設許可書の開設場所を記載する。
3. 診療科目	■ 開設許可書の診療科目を記載する。
4. 開設許可年月日	■ 開設許可書の許可年月日を記載する。
5. 指令番号	■ 開設許可書の指令番号を記載する。
6. 開設年月日	■ 診療所を実際に開設した日を記載する。
7. 管理者	■ 管理者の住所は、医師・歯科医師個人の住所地（住民票のある住所地）を記載する。 ■ 免許証の写、履歴書の記載内容と一致させる。
8. 診療に従事する医師・歯科医師	■ 管理者を含む、当該診療所に従事する医師・歯科医師の氏名、及びそれぞれの診療科目、診療日、診療時間を記載する。 ■ 診療日は該当する欄に○を記載する。 ■ 診療時間は、午前・午後に分けそれぞれ記載する。

診療所開設届出書(非医師(法人等)開設)の記載要領

様式の記入要領	
9. 薬剤師が勤務するときは、その氏名	■ 薬剤師が勤務する場合は、その氏名を記載する。 ■ 常勤（常勤換算後）3人以上医師（歯科医師を除く）が勤務する場合は、専属の薬剤師を配置する必要がある。ただし、知事の許可を受けた場合はこの限りではない。（法第 18 条）
1 0. 診療所の診療日・診療時間	該当する診療日に○を記載し、当該診療日の診療時間を記載する。また休診日を記載する。

添付書類の記載要領	
管理者、従事医師・歯科医師の免許証の写、及び臨床研修修了登録証の写及び再教育研修修了登録証の写	■ 免許証の写、臨床研修修了登録証の写及び再教育研修修了登録証の写（再教育研修を受けたもの）を窓口にて原本照合を行うため、届出時には医師免許証、臨床研修修了登録証及び再教育研修修了登録証の原本もあわせて持参する。 ■ 氏名・本籍地が変更し、免許証の記載事項の書換えがなされている場合、裏面にも記載のある場合があるので、その場合裏面も必要。 ■ 管理者及び従事医師・歯科医師が同一人の場合、写は1部で差し支えない。
管理者、従事医師・歯科医師の履歴書	■ 氏名、生年月日、現住所、学歴、職歴（就・退職の旨を明記する）本籍地、役歴、賞罰（医業、歯科医業に関するものに限る）を記載のうえ、押印する。 ■ 管理者及び従事医師・歯科医師が同一人の場合、履歴書は1部で差し支えない。